

第II部 分野別計画

第1章 子育て支援計画

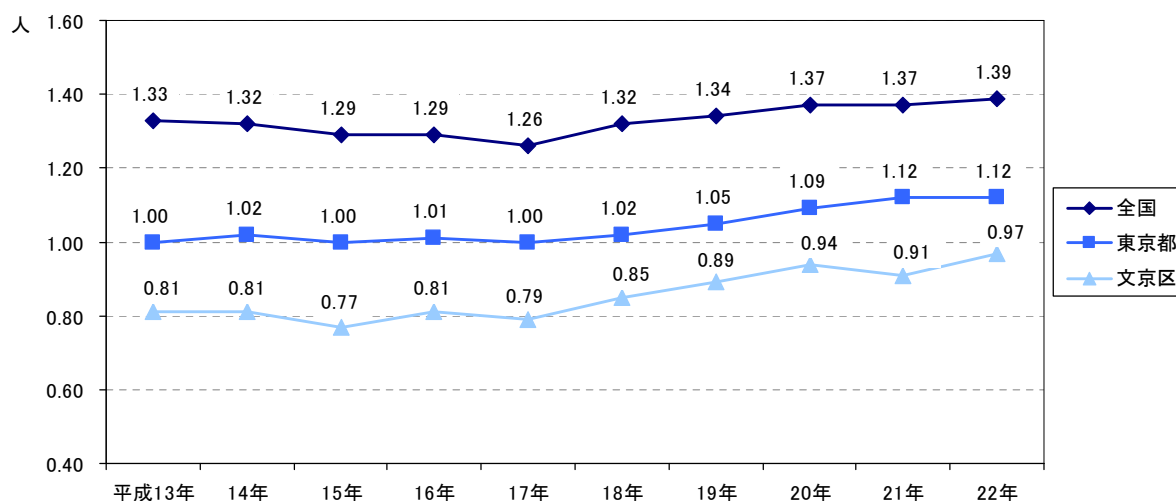
*子育て支援計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画であるため、今回は改定を行わず、内容の一部を抜粋して掲載しています。なお、統計資料は、最新のデータを追加しています。

1 子どもの現状

- 厚生労働省が発表した平成22年のわが国の女性の合計特殊出生率は、1.39と増加傾向にあります。本区においても、平成22年の合計特殊出生率は、0.97と増加しています。

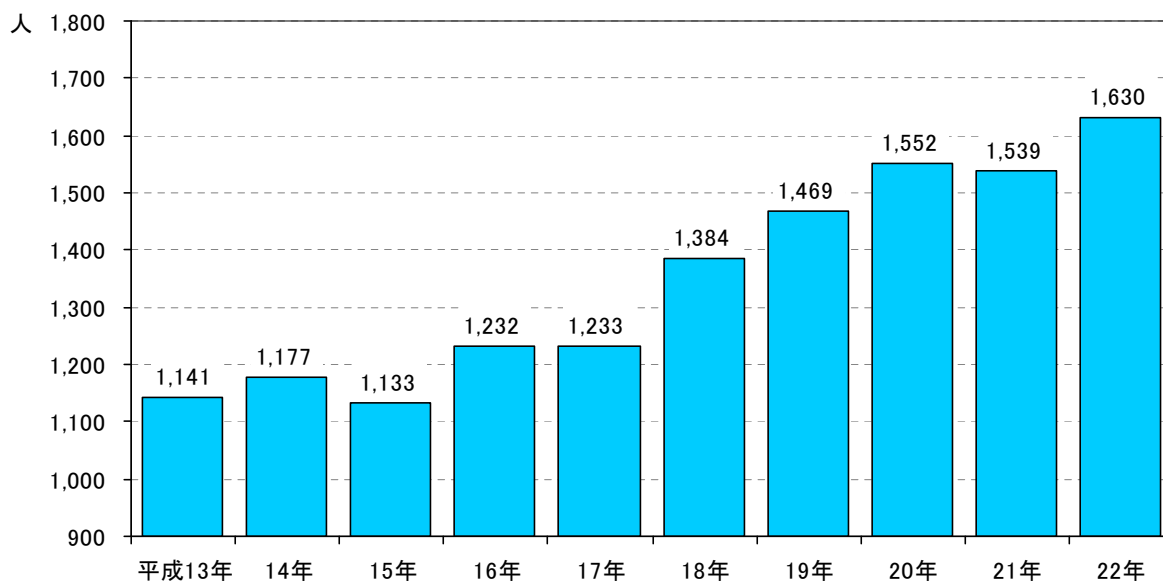
出生数は、平成18年以降増加傾向にあり、平成22年は、1,630人と5年前と比較し、3割以上の伸びとなっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

■出生数の推移



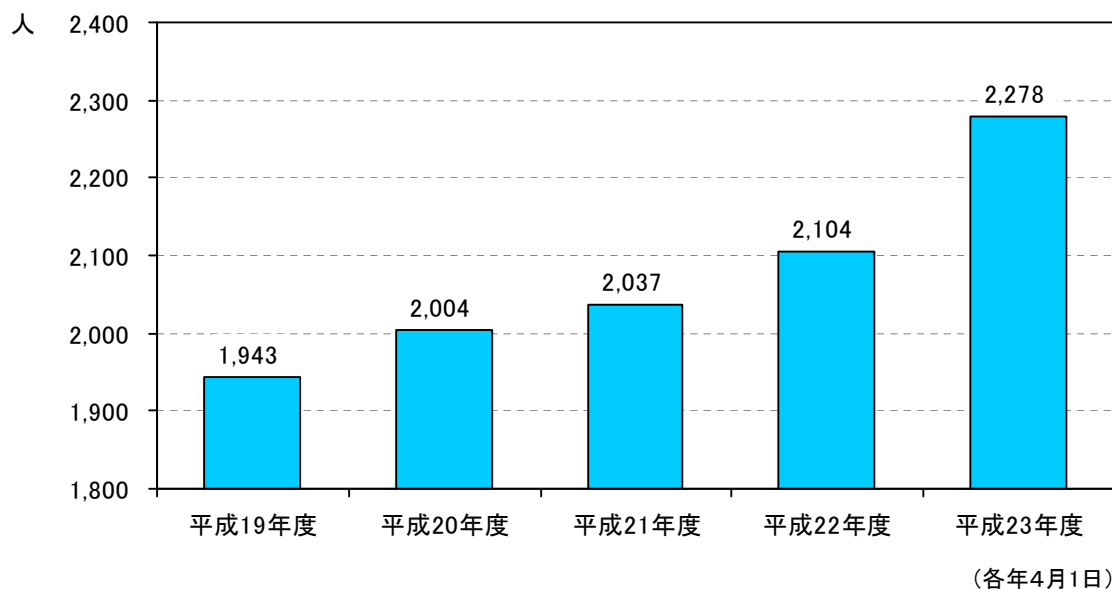
資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

- 保育サービスについては、平成23年4月現在、認可保育園28園、東京都の認証保育所9園があります。認可保育園のうち、延長保育は全28園で、零歳児保育は21園で実施しています。

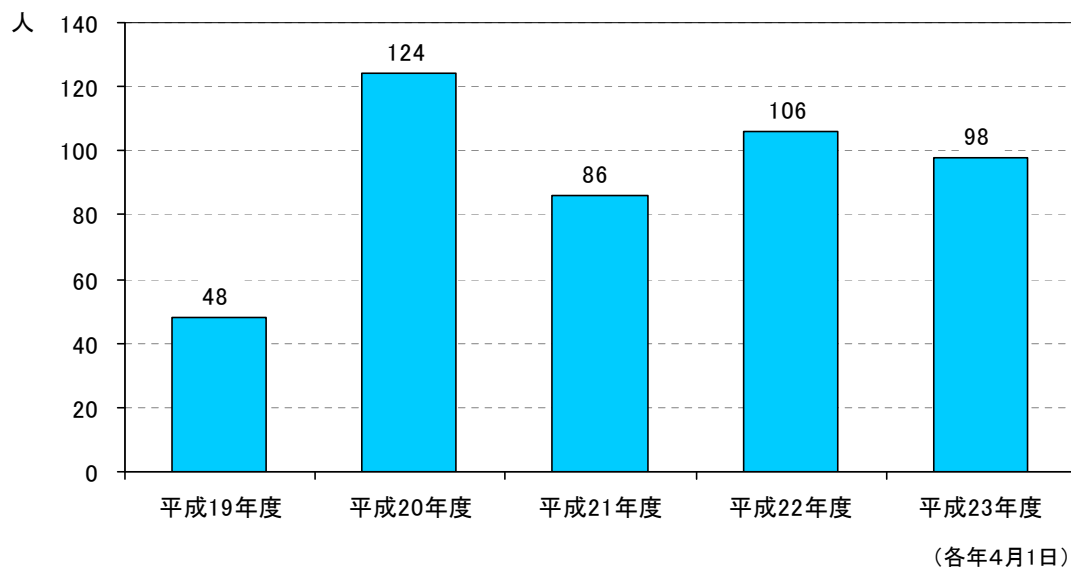
認可保育園の入園児童数は平成23年4月1日現在2,278人、待機児童数は98人となっています。

また、病児・病後児保育を1か所、病後児保育を1か所で開催しています。

■保育園在籍児童数の推移



■保育園待機児童数の推移



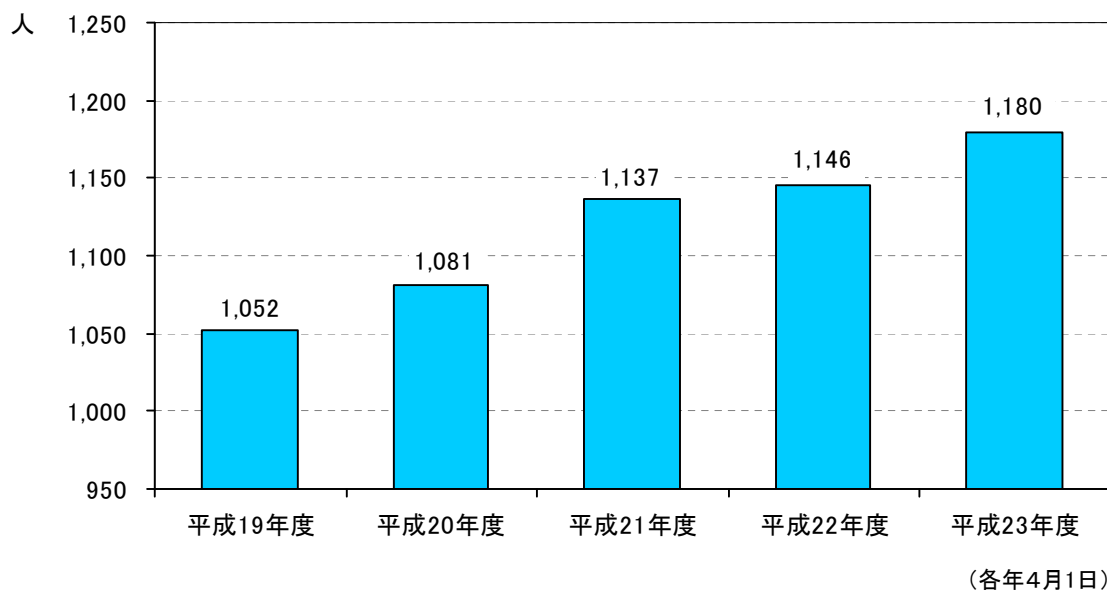
○ 平成18年度に区立保育園3園で緊急一時保育を開始しました。平成19年度に4園で、平成20年5月からは、公設公営の全17園で実施しています。平成22年度からは、緊急一時保育の定員に空きがある場合に一時保育を行う「リフレッシュ一時保育」を区立保育園6園で実施しています。

また、一時保育事業は、平成23年4月現在2か所で実施しています。

○ 育成室は、平成21年度に、新たに1室を開設し、平成23年4月現在26室となっています。

育成室の在籍児童数は、平成23年4月1日現在1,180人です。

■育成室在籍児童数の推移



2 子育て支援に関する重点課題

子どもの健やかな成長の支援

妊娠中や出産後は、身体的に負担がかかるだけでなく、精神的にも不安定になりがちであり、健康診査や母子保健についての情報提供をはじめ、きめ細かな保健指導などに努めていく必要があります。

子どもが健やかに成長していくためには、発達段階に応じた各種健診や発育・栄養・生活環境などについての指導・助言などのサポートが重要です。また、発達に不安がある場合に、気軽に相談でき、療育を受ける場が用意されている必要があります。

子どもの生きる力・豊かな心の育成

都市化やインターネットの普及、少子化などを背景に、子どもには基本的な生活習慣の乱れや対人関係の希薄化などの影響が見られるようになっていきます。

次代を担う子どもたちが、仲間や自然とふれあい、他者を思いやる心や自立心を養うことは、豊かな人間性を形成する上で大切なことです。

このため、保育（養護・教育）や学校教育の充実をはじめ、小学生、中高生が様々な体験や同年齢・異年齢の友だちと遊び、ふれあうことのできる機会や居場所、遊びの場を子どもの視点を踏まえて確保していく必要があります。

さらには、若者の社会的自立を支援する観点から、小学生、中学生の時期から地域活動への参加やキャリア教育*を進めていく必要も生じています。

また、こうした時期から乳幼児とふれあうことは、子どもに対する慈しみの心を育み、子育ての意義の理解につながることから、機会の確保に努めていく必要があります。

地域社会全体で子どもを育む体制の構築

子育てについては、第一義的に父親・母親等の保護者が責任を有していますが、次代を担う子どもの健全な成長は社会全体で支えていく必要があります。

また、核家族化や都市化の進展などにより子育てに負担を感じたり、地域で孤立している保護者が増えている状況もあります。こうしたことから、保護者の子育てについては、地域、学校、事業者、行政などが連携して地域ぐるみで支援していくことが重要です。

***キャリア教育** 児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいいます。

子育てと仕事の両立支援

だれもが、出産・子育てをとるか仕事をとるかの選択を迫られるのではなく、本人の望むところにより、子育てをしながら仕事を続けられる、あるいは子どもが大きくなったら再び就業できる社会を作るため、保育環境の充実を図っていく必要があります。

また、保護者がともに子育てをするには、男性の育児休業取得率が低いという課題があり、希望すれば育児休業や短時間勤務制度を利用できるよう、制度の普及・定着を国に要望するとともに、事業者や従事者に対する意識啓発を行っていく必要があります。

さらに、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、社会全体で取り組んでいく必要があります。

子育ての心理的・経済的負担の軽減

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などにより、身近なところに気軽に相談できる人がいないなどにより、子育てについて心理的な負担や不安を感じる人もいます。

また、子育てには、様々な養育費が必要となることから、子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる人も少なくありません。

こうしたことから、子育てに伴う心理的な負担感の解消や経済的な支援を図り、子育てに喜びを感じ、安心して子育てできる環境を整備していく必要があります。

子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出でき、過ごすことができるよう、歩道の段差解消や公園の整備など、だれにでもやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

また、子どもの非行防止や犯罪からの被害防止、交通事故から子どもを守るための啓発活動などにも、学校、地域、警察などと連携して引き続き取り組んでいく必要があります。

3 計画の目標

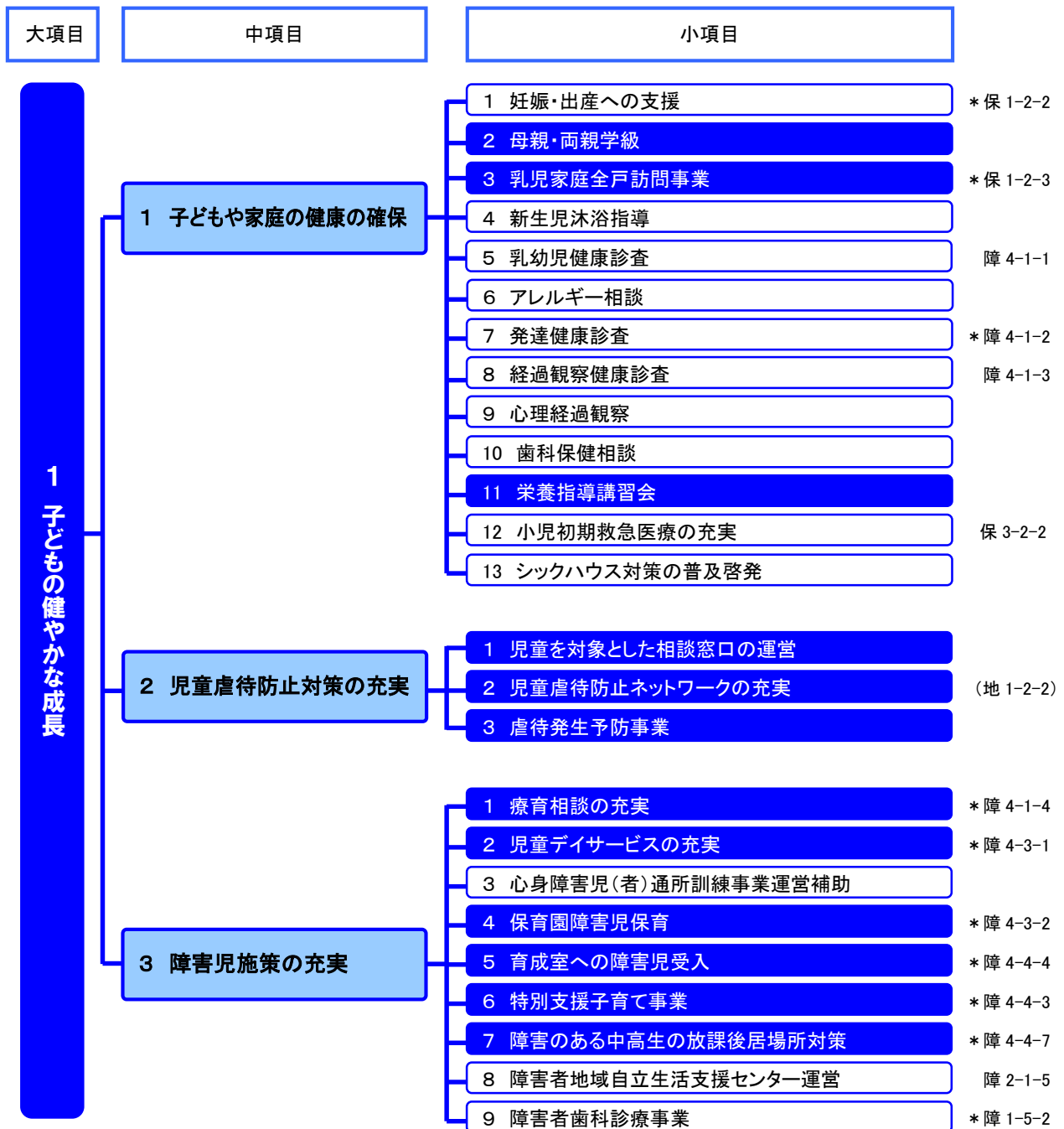
子育ての第一義的な責任は、父母その他の保護者にありますが、同時に次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していくことは、区民、地域活動団体、企業、学校、行政など社会全体の責務でもあります。

「子どもを望むすべての家庭が、安心して子どもを産み、育て、子育てに喜びを感じることができること」

「子どもがひとりの人間として権利を保障され、健康に過ごし、豊かな人間性を育み、成長すること」

を目指して、男女がともに参画し、家庭及び地域社会全体で、次代の担い手・次代の親となり、「文の京」をふるさとする子どもたちを育てる体制を構築していきます。

4 計画の体系

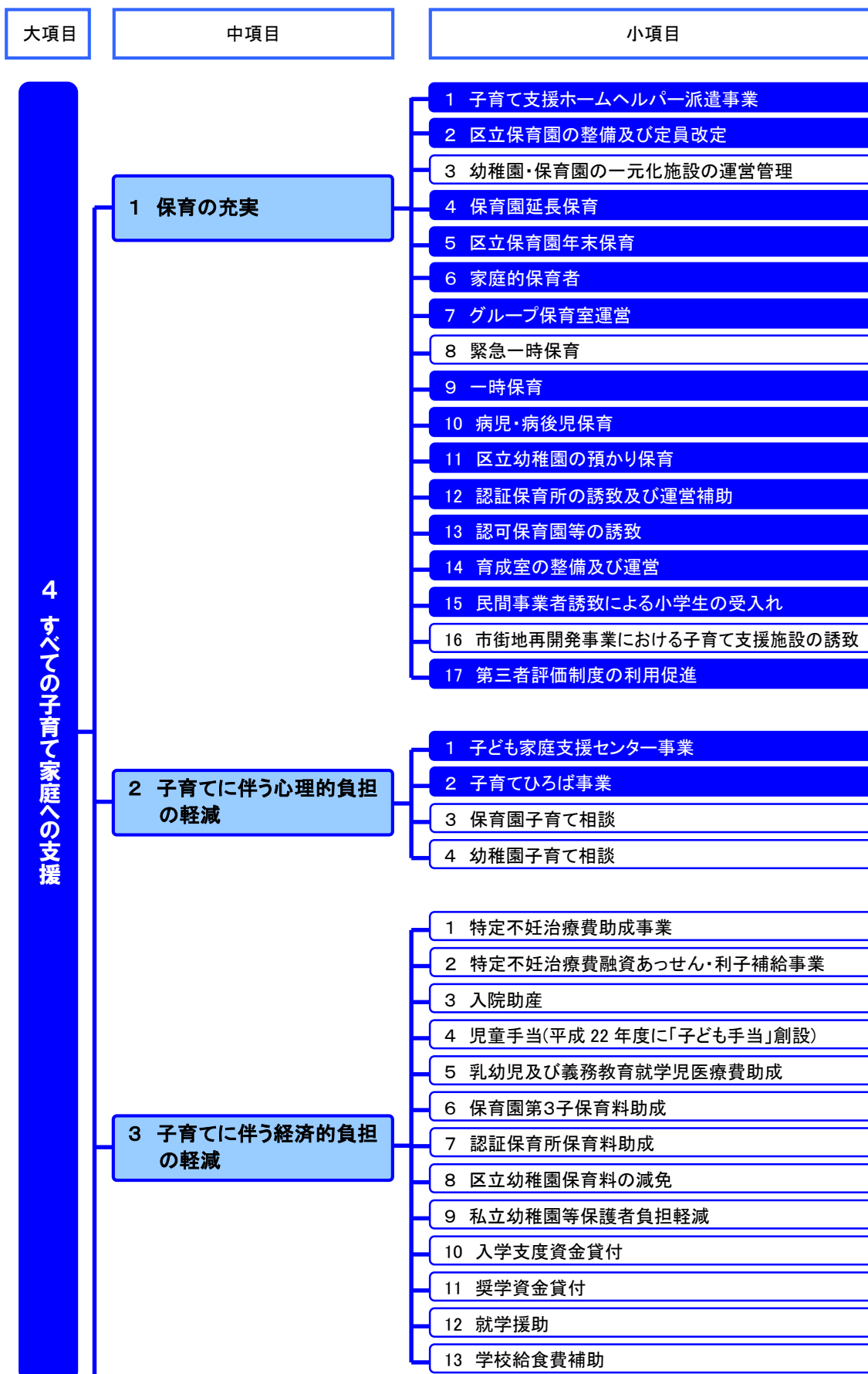


【凡例】

- ・小項目の 表示事業は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号)を記載しています。
 - 障 … 障害者計画、保 … 保健医療計画、地 … 地域福祉保健の推進計画
 - () … 本計画(子育て支援計画)で進行管理します。
 - * … 他の分野別計画で進行管理します。
- ・重複掲載事業については、計画の策定期限の違いなどから、一部記載内容が変更されているものがあります。

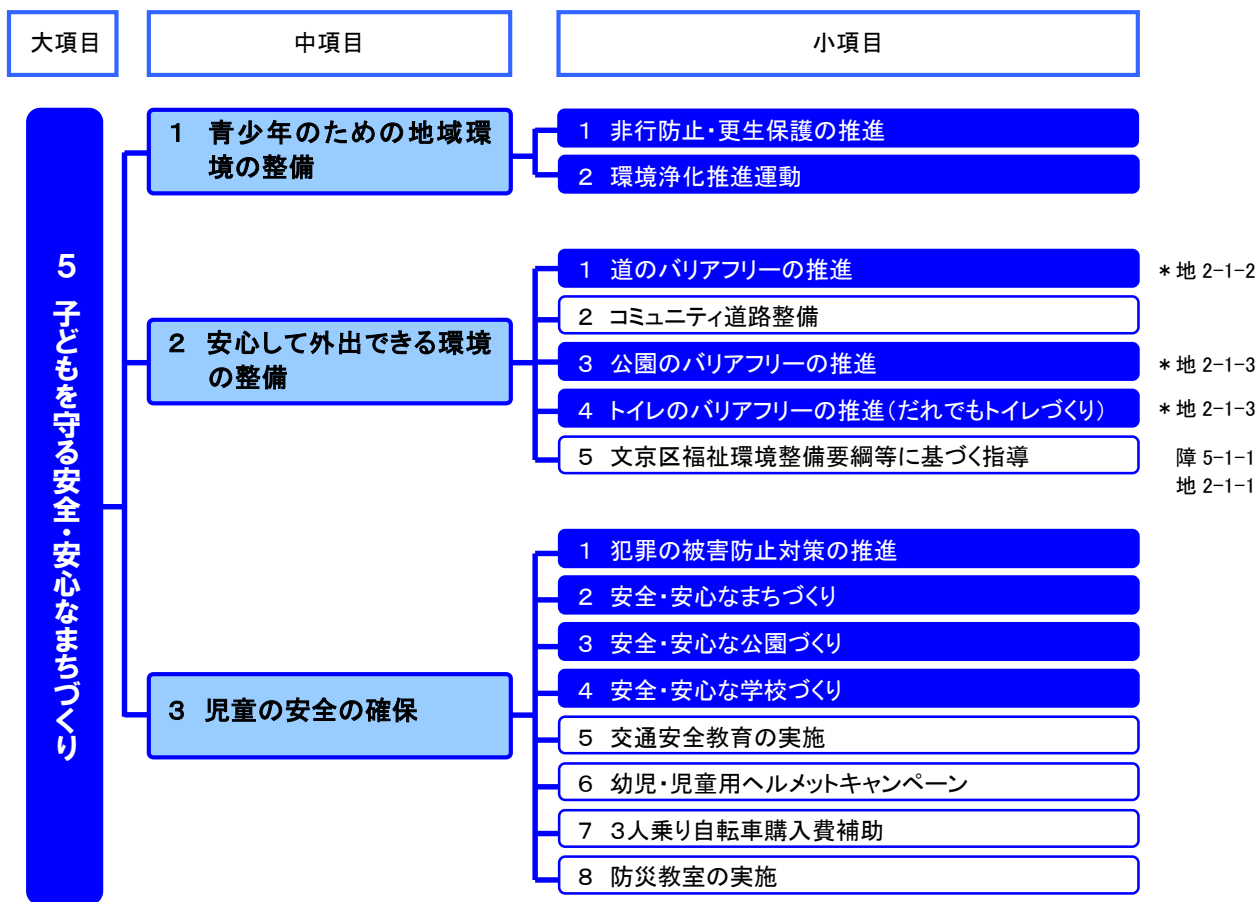
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
|--------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|
| 2 子どもの生きる力・豊かな心の育成 | 1 青少年の健全育成 | 1 文京区青少年育成プランの推進 | |
| | | 2 放課後全児童向け事業 | |
| | | 3 児童館の整備及び運営 | |
| | | 4 中高生の居場所の確保 | |
| | | 5 スポーツひろばの活用 | |
| | | 6 学校5日制に対応した生涯学習事業の充実 | |
| | | 7 ボランティア・市民活動センターへの支援 | * 地 1-1-7 |
| | | 8 学生を対象とした夏季有償ボランティア事業 | |
| | | 9 保育園体験学習 | |
| | | 10 児童遊園の整備 | |
| | 2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 | 1 ティームティーチング・少人数学習の推進 | |
| | | 2 確かな学力育成事業 | |
| | | 3 総合的な学習の時間 | |
| | | 4 部活動への支援 | |
| | | 5 学校運営連絡協議会 | |
| | | 6 総合教育相談事業 | * 障 4-4-1 * 障 4-2-5 |
| | | 7 学校施設の整備 | |
| | | 8 教育情報環境整備 | |
| | | 9 学校支援地域本部事業 | |
| | | 10 私立幼稚園連合会補助 | |
| | 3 家庭や地域の教育力の向上 | 1 家庭のふれあいの推進 | |
| | | 2 ブックスタート事業 | |
| | | 3 子ども向け出前講座 | |
| | | 4 子ども向け消費生活研修会 | |
| | | 5 生涯学習(文化・学習事業)の充実 | |
| | | 6 生涯学習(スポーツ事業)の充実 | |
| | | 7 家庭教育講座 | |
| | | 8 PTA活動との連携強化、活動支援 | |
| | | 9 講座等での保育室設置 | |
| | 4 特別支援教育の充実 | 1 ノーマライゼーションの理念の普及 | 障 5-3 |
| | | 2 幼稚園特別保育 | * 障 4-3-3 |
| | | 3 就学前相談体制の充実 | * 障 4-3-4 |
| | | 4 バリアフリーパートナー運営 | * 障 4-4-5 |
| | | 5 特別支援教育の充実 | * 障 4-4-2 |
| | | 6 特別支援教育推進モデル校 | |





* 地 3-1-3

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
|-----------------|------------------|---|--|
| 4 すべての子育て家庭への支援 | 4 子育て情報提供の充実 | 1 子育てガイド 2 子育て施策PRイベントの開催 | |
| | 5 仕事と生活の調和に向けた啓発 | 1 男女平等参画啓発事業 2 労働者・事業主への広報・啓発活動 | (地 3-5-2) |
| | 6 ひとり親家庭への支援 | 1 母子自立支援員 2 母子家庭自立支援事業 3 母子生活支援施設 4 母子・女性緊急一時保護事業 5 ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業 6 ひとり親家庭休養ホーム 7 児童扶養手当 8 児童育成手当(育成手当) 9 ひとり親家庭等医療費助成 10 母子福祉資金 11 住宅あっせん(ひとり親世帯) 12 住み替え家賃助成(ひとり親世帯) | |
| | 7 障害児のいる家庭への支援 | 1 短期保護 2 短期入所(ショートステイ) 3 緊急一時介護委託費助成 4 特別児童扶養手当 5 児童育成手当(障害手当) 6 心身障害者等福祉手当 7 福祉タクシー 8 紙おむつの支給 9 区立障害者住宅の運営 10 住宅あっせん(障害者世帯) 11 住み替え家賃助成(障害者世帯) | * 障 1-1-16 * 障 1-1-5 * 障 1-1-14 障 1-7-2 障 1-7-1 障 1-1-17 障 1-2-1 * 障 1-2-3 * 障 1-2-2 |
| | 8 良好な居住環境の確保 | 1 区立住宅の運営 2 特優賃区民住宅借上げ事業 3 住み替え家賃助成(子育てファミリー世帯) 4 市街地再開発における住宅供給 | |



5 計画事業

*各進行管理対象事業の目標は、別冊「子育て支援計画（平成22年度～平成26年度）」に掲載しています。

1 子どもの健やかな成長

子どもが健やかに成長していくために、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。児童虐待やいじめを防止し、子ども一人ひとりの権利が守られるよう、相談や意識啓発などを充実させるとともに、関係機関相互の連携を推進していきます。

また、乳幼児期から発達段階に応じた各種健診や情報提供、相談体制などを整えるとともに、子どもの発達について、不安を抱える保護者へのケアや、特別な支援を必要とする子どもに対する早い時期からの専門的な支援に取り組みます。

1-1 子どもや家庭の健康の確保

妊娠中からの親子の健康確保と育児不安の解消に努め、子どもが健やかに生まれ育つよう関係機関が連携して支援していきます。

【進行管理対象事業】

- 母親・両親学級 【1-1-2】
- 乳児家庭全戸訪問事業 【1-1-3】
- 栄養指導講習会 【1-1-11】

1-2 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利保障の一環として、虐待の予防、早期発見、被虐待児と家族の援助のため、地域の虐待防止ネットワークを形成・活用するとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対する個別相談や継続的な支援を実施していきます。

【進行管理対象事業】

- 児童を対象とした相談窓口の運営 【1-2-1】
- 児童虐待防止ネットワークの充実 【1-2-2】
- 虐待発生予防事業 【1-2-3】

1-3 障害児施策の充実

子どもの発達について不安がある場合の相談・療育体制を整備するとともに、保育園や育成室での障害児の保育などを実施していきます。

なお、文京福祉センターの療育部門については、対象児の拡大を視野に入れ検討していきます。

【進行管理対象事業】

- 療育相談の充実 【1-3-1】
- 児童デイサービスの充実 【1-3-2】
- 保育園障害児保育 【1-3-4】
- 育成室への障害児受入 【1-3-5】
- 特別支援子育て事業 【1-3-6】
- 障害のある中高生の放課後居場所対策 【1-3-7】

2 子どもの生きる力・豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、様々な体験を通じて、他者を思いやる心や自立心を養い、人間として成長していくことは重要です。そのために、保育園、幼稚園や学校が連携し、成長過程にあわせた指導内容の充実を図ります。また、保育園、幼稚園や学校という場だけでなく、同年齢、異年齢の子どもたちとふれあい、一緒に活動できる機会や場を子どもの目線で考え、確保していく必要があります。

乳幼児期、学齢期など子どもの発達に応じ、様々な機会や場を確保することで、子どもの生きる力、豊かな心の育成に取り組みます。

2-1 青少年の健全育成

青少年の健全育成を推進するため、青少年育成プランの趣旨に基づく事業の実施や放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、青少年がボランティア活動に参加するための支援などを進めます。

【進行管理対象事業】

- 文京区青少年育成プランの推進 【2-1-1】
- 放課後全児童向け事業 【2-1-2】
- 児童館の整備及び運営 【2-1-3】
- 中高生の居場所の確保 【2-1-4】
- ボランティア・市民活動センターへの支援 【2-1-7】

2-2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

小学校の低学年において複数担任制を実施するとともに、各学校の特色に合わせて、少人数指導、ティーム・ティーチング、教科担任制などを実施することにより、子どもたちの生きる力を育みます。

また、学校支援地域本部事業の推進などにより、地域全体で学校を支援する体制を整えます。さらに、学校施設や教育情報環境を整備し、児童・生徒の学習環境を向上させます。

【進行管理対象事業】

- 総合教育相談事業 【2-2-6】
- 学校施設の整備 【2-2-7】
- 教育情報環境整備 【2-2-8】
- 学校支援地域本部事業 【2-2-9】

2-3 家庭や地域の教育力の向上

家族のふれあいを深めるための啓発や、子ども向けの楽しみながら学べる各種講座、スポーツやレクリエーション事業、ブックスタート事業などを通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【進行管理対象事業】

- 家庭のふれあいの推進 【2-3-1】
- ブックスタート事業 【2-3-2】

2-4 特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーター（教員）を中心として、きめの細かい指導を充実させるとともに、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置し、バリアフリーパートナーとも協力しながら、発達障害を含む障害のあるすべての児童・生徒の学習支援や自立促進を目指します。

【進行管理対象事業】

- 幼稚園特別保育 【2-4-2】
- 就学前相談体制の充実 【2-4-3】
- バリアフリーパートナー運営 【2-4-4】
- 特別支援教育の充実 【2-4-5】

3 地域における子育て支援

核家族化や都市化の進展などにより、子育てに心理的な不安や負担を感じている保護者が少なくありません。地域で安心して子育てができるよう、子育てについて豊かな知識・経験を有する地域の人材を活かすことや、NPO、大学などと連携して子育てを支援していくことが重要です。

区としても、そうした地域における子育て支援が促進されるよう、場の提供やきっかけづくりなどに取り組んでいきます。

3-1 地域の人材活用

地域の中でお互い助け合いながら子育てについての相談や支援ができるよう、様々な団体等による相談援助活動やファミリー・サポート・センター事業などを進めます。

【進行管理対象事業】

○ファミリー・サポート・センター事業 【3-1-2】

3-2 民間レベルの活動支援

育児をサポートする団体や医師会など様々な団体により、子育て支援のための活動が行われています。こうした活動に対して、区としても支援を行っていきます。

【進行管理対象事業】

○ふれあいいいききサロン事業への支援 【3-2-1】

3-3 仲間作りの支援・場の提供

地域の中には、孤立して子育てをしている保護者もいます。そうした人たちが少しでも安心して子育てができるよう、仲間づくりのきっかけをつくるための場の提供やアドバイスなどの支援を行っていきます。

【進行管理対象事業】

○子育てステーション 【3-3-1】

○乳幼児プログラム 【3-3-2】

○幼児クラブ 【3-3-3】

3-4 健全育成活動への支援

区内では青少年対策地区委員会をはじめ、様々な団体により子どものための健全育成活動が行われています。こうした活動を支援するとともに、子どもたちの中から、次の世代へと活動を継続し、活性化していけるようなリーダーを育成していきます。

【進行管理対象事業】

○青少年対策地区委員会への支援・連携 【3-4-1】

○青少年の社会参加と青少年育成事業の推進 【3-4-2】

○青少年リーダー・指導者の育成 【3-4-3】

4 すべての子育て家庭への支援

仕事と出産・子育ての二者択一を迫られるのではなく、希望すれば仕事を続けながら子育てができるよう保育環境を整えていくことが大切です。

また、専業主婦（夫）家庭では、地域コミュニティの希薄化などにより身近なところに気軽に相談できる人がなく、地域で孤立している場合もあります。

すべての家庭が安心して子育てができるよう、保育環境の充実を図るとともに、子育てに伴う心理的な負担や経済的な負担を軽減するための取組を進めます。

なお、今後、新たな公共施設を計画する際には、緊急時に子どもを泊りがけで預けることのできる施設を併設する方向で検討していきます。

4-1 保育の充実

子育てと仕事との両立を支援するため、保育園や育成室の整備を図るほか、東京都認証保育所の誘致及び運営補助にも引き続き取り組んでいきます。また、一時的な保育需要に対応するための一時保育や病児・病後児保育の拡充を図ります。

さらに、保育士や育成室指導員などに対する研修等を通じ、保育の質の向上を図ります。

【進行管理対象事業】

- 子育て支援ホームヘルパー派遣事業 【4-1-1】
- 区立保育園の整備及び定員改定 【4-1-2】
- 保育園延長保育 【4-1-4】
- 区立保育園年末保育 【4-1-5】
- 家庭的保育者 【4-1-6】
- グループ保育室運営 【4-1-7】
- 一時保育 【4-1-9】
- 病児・病後児保育 【4-1-10】
- 区立幼稚園の預かり保育 【4-1-11】
- 認証保育所の誘致及び運営補助 【4-1-12】
- 認可保育園等の誘致 【4-1-13】
- 育成室の整備及び運営 【4-1-14】
- 民間事業者誘致による小学生の受入れ 【4-1-15】
- 第三者評価制度の利用促進 【4-1-17】

4-2 子育てに伴う心理的負担の軽減

子育てに不安を感じたり、身近なところに相談できる人がいないなど、子育てに心理的な負担を感じている人が少なくありません。こうした心理的な負担を少しでも軽減するため、気軽に相談やアドバイスが受けられる場を設けていきます。

【進行管理対象事業】

- 子ども家庭支援センター事業 【4-2-1】
- 子育てひろば事業 【4-2-2】

4-3 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てには、保育、教育、医療など様々な費用が必要となります。安心して子育てができるよう、家庭の状況に応じて、保護者の経済的な負担の軽減を図っていく必要があります。

4-4 子育て情報提供の充実

子育てに係る各種サービスがあっても、それが子育て世帯に周知されていなければ利用に結びつきません。区や区内団体が実施しているサービスについてもわかりやすく区民に情報提供していくことが重要です。

【進行管理対象事業】

- 子育てガイド 【4-4-1】

4-5 仕事と生活の調和に向けた啓発

仕事と生活の調和を図るため、育児休業や短時間勤務などの制度が法的に整備されてきています。こうした制度を利用して、男女を問わず仕事と生活の調和が図れるよう、区民や事業者に向けた啓発活動を行っていきます。

【進行管理対象事業】

○男女平等参画啓発事業 【4-5-1】

4-6 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対しては、生計の維持を図るとともに子育てに対する支援が必要となります。このため、母子家庭の自立支援のための施策や経済的な支援を行っていきます。

【進行管理対象事業】

○住み替え家賃助成（ひとり親世帯） 【4-6-12】

4-7 障害児のいる家庭への支援

障害児のいる家庭に対しては、短期保護や緊急一時介護委託費助成などの事業を実施し、子育てを支援していきます。

【進行管理対象事業】

○短期保護 【4-7-1】

○緊急一時介護委託費助成 【4-7-3】

○住み替え家賃助成（障害者世帯） 【4-7-11】

4-8 良好な居住環境の確保

子育て世帯に対しては、住み替え家賃助成などを行い、居住環境の向上を推進していきます。

【進行管理対象事業】

○住み替え家賃助成（子育てファミリー世帯） 【4-8-3】

5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

子ども自身や子ども連れの保護者、妊産婦をはじめ、すべての人々が地域で安全で快適な生活を送ることができるよう、文京区福祉環境整備要綱に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいまちづくりを進めていきます。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るとともに、非行を防止する観点から、警察、学校、地域などと連携して、子どもの安全を守る活動を実施していきます。

5-1 青少年のための地域環境の整備

青少年の健全育成を阻害する恐れのある地域環境を良くしていくためには、地域の大人の見守りや協力が不可欠です。このため、学校・地域が連携して青少年を守る活動などを継続して行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 非行防止・更生保護の推進 【5-1-1】
- 環境浄化推進運動 【5-1-2】

5-2 安心して外出できる環境の整備

文京区福祉環境整備要綱に基づき区内の公共的性格を有する各種施設を容易に利用できるよう整備・改善等の指導を行うとともに、道路、公園、公衆便所等の社会基盤のバリアフリーを進めます。

【進行管理対象事業】

- 道のバリアフリーの推進 【5-2-1】
- 公園のバリアフリーの推進 【5-2-3】
- トイレのバリアフリーの推進（だれでもトイレづくり） 【5-2-4】

5-3 児童の安全の確保

子どもを犯罪から守るため、被害防止対策を推進するとともに、交通安全教育や安全・安心なまちづくりなどに取り組んでいきます。

【進行管理対象事業】

- 犯罪の被害防止対策の推進 【5-3-1】
- 安全・安心なまちづくり 【5-3-2】
- 安全・安心な公園づくり 【5-3-3】
- 安全・安心な学校づくり 【5-3-4】